

部会細則抜粋版

病院部会

第2条 この部会の名称を病院部会（以下「部会」という。）とする。

第3条 この部会は、病院図書館の活動を推進するため、病院図書館会員向け研修事業等を行う。

第4条 この部会の活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子リソースに関すること。
- (2) 教育・研修に関すること。
- (3) 雇用に関すること。
- (4) 著作権に関すること。
- (5) その他、病院図書館に関すること。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、病院部会内規は廃止する。